時事新報

第千二百七十號
明治十九年五月八日 土曜日
舊丙戌四月五日(戊、辛)
日 出午前五時三分 入午後六時五十二分
月 出午前八時二十九分 入午後十時四十九分
滿潮 午前八時十四分 午後八時三十五分
(西暦一千八百八十六年)

時事新報

依然たる封建治下の人民なり

德川家康天下を一統し武力以て封建政治の基礎を固くしたる以來二百五十年の間日本全國の人民武斷專制に下に俯伏して敢て一人の妄りに首を擡ぐる者なく天下太平武運長久の日の永かりしは世界古今の歴史に稀らしき現象なりしも抑も封建制度は人間社會の有らゆる權力を武士の一手に集め又これを子孫に世襲するの工風あるがゆゑに自由と公平とは當時一切此制度中より排斥して其痕跡を留むるさへ許さゞりしは固より當然の事なるべし左れば此不公平不自由の下に在て農工商民は苦悩呻吟したるは申すまでもなく同じ武士の一族中にても其制度の餘りに守舊にして餘裕なかりしが爲め間ま大に不平の意あるにあらざりし到底武士の一族の頗る狹小なる一部分は得意圓滿の快樂を世々享有せしめて他は平等一切に多少の不滿意中に一生を終始せしめたるもの即ち封建制度なりといふべきなり斯の如く國民の不滿意は全國到る處に鬱積して散ずべからず肝に銘し骨に徹してこれを子々孫々に傳へ荏苒二百五十年を經過して尚ほもこれを醫するの工風を得ざりしとは日本國民は無知無氣力なる古今萬國に其例を見ざるものと評せらるも一言の申譯なきやうなるものゝ如くなれども當時の事情を察すれば幾分か恕すべき所なきにしもあらず絶海の孤島に住居して他國との往來を嚴禁せられ我生命財産を武士の手中に委ねてこれを左右するの力を有せず生前より死後に至るまで我が耳目手足の働きを封鎖せられて人の奴隷に生涯する者にて十分の知識氣力を有すべきにあらず二百五十年を生死し遂に其志を成その機會を得ざりしも強ち無理といふべからざるなり然るに天運爰に循環して嘉永の末年突然アメリカ艦は江戸灣に入來りしより封建の制度は其根本より搖撼せられて之れを支ふるに道なく破綻百出して終にすべからず不平野に滿ちて鎭壓すべからず遂に明治維新の變革と爲りて此厭ふべき制度を一掃し尚ほも其餘弊を擧げて洗滌し盡さゞるなり但し人間社會の不完全なる維新以後の日本國といへども未だ國民に十分の公平と自由とを許さゞるの實跡多く隨て其改良進歩を要するもの前途猶ほ山の如く堆きを成すは無論の事なりといへども兎に角に前年德川政府の世界を取てこれを今日明治政府の世界に比すれば實に別乾坤の想あるを免かれざるなり嘗し藩士の末班足輕の輩が二合半扶持いても主君の御恩に縋りいないとて辛苦他人の家事に奔走し他人は馬前に打死するを以て畢生の目的と定められたる日に當りて時に獨座靜思したらんにはサテモ情事なきは世を馬鹿らしきものとあら笑とて世を憤る身とかみち其志を成すは工風なきに窘しみたるならん又農工商民の類は武士の爲めに榮譽の門を杜絶せられ唯金を儲けて肉体に奉ずるの一事のみ許されたるりと思へる其實此一事さへも亦自由ならず偶ま辛苦して富を成す者あるも衣食住肉体の快樂を恣にするを許されず強てこれを爲さんとすれば身分不相應の奢と爲し不屆の至りとて欠所と申付られ財産を盡して他人に沒收せらるゝなり或は志を立て、外國の事情を詮索して大に貿易を試みんとする者あれば國法の許さゞる密商の大逆人なりとて財産を沒收せらるゝの外に我一身妻子眷族を併せて皆其首を刎ねらるゝあり百事皆此例に準し凡そ事とし物として一も無理ならざるなく農工商民は唯恨を呑で地に入るを待つの外なき工風なかりしなれども幸ひ今日は自由公平の文明世界人々銘々に己れの欲する所を爲して人の奴隷たるを要せず思ふまゝに富を作りてこれを隱すを要せず精神あり肉体あり其快樂を買ふが爲め我財を散せんとするに其使用法の如何と其金額の多少とを問ふことなし金あれば百萬石の田地を買入るべく其領主と仰がるべく才あれば萬人の水主を指揮して百艘の商船を進退せしむべし實に前年は不滿意至極なる封建世界に引替へ今日は是れ得意極まる自由世界なりといふべし然るに爰に我輩が最も不審とする所は二百五十年間鬱憤に堪へざりし人民が一旦時運に際會して自由の身と爲り志を成し鬱を散ずるは各其欲する所に任ずるの今日に當りて其狀態の依然として舊時の封建人民に異ならざるの一事なり文明の書あるも之を讀まざれば書なき昔に均しく文明の衣食住あるもこれを衣食住せざれば其便利なき昔しに均しく蒸氣電氣の力洪大なるもこれを農工商業に利用するを知らざれば蒸氣電氣なき昔しに均しく歐米諸國の文明を噂に聞くも未だこれを目撃せざれば知らぬ昔しに均しく世界の市場廣大なるも進んで此中に周旋せざれば世界なき昔しに均し文明の書なく文明の衣食住なく蒸氣電氣なく歐米なく又[illegible]なき人民たる以上は假令へ身は明治の昭代に生息するも其心は尚ほ德川の幕下に在るものにして無知無氣力依然たる封建治下の人民なりと申さゞるを得ず我輩は今日本全國民を見渡し男女貧富を論ぜず百人に九十九人までは尚ほ未だ封建人民たるの臭味を脱すること能はざる實跡あるを承知して國民全体の爲めに又其人一身の爲めに痛惜に堪えず一言以て其注意を喚起さんとするなり

官報

○告示

○第三十四號

萬國郵便聯合條約里斯本府追加番第九條乙ニ據リ布哇國ト別配達郵便ヲ交換ス

但同國ヘ向ケ差立ツルモノハ(該國首府)ニ限ルヘシ

右告示ス

明治十九年五月七日 遞信大臣榎本武揚

○辭令

醫科大學教授 三宅秀
理科大學教授 矢田部良吉
工科大學教授 古市公威
法科大學教授 木下廣次
(各通)
帝國大學評議官ヲ命ス(五月六日文部省)

東京郵便局在勤ヲ命ス 一等郵便局長 山田雪助
大坂郵便局在勤ヲ命ス 仝 平川靖
京都郵便局在勤ヲ命ス 仝 大野省内
横濱郵便局在勤ヲ命ス 仝 高橋良教
神戸郵便局在勤ヲ命ス 仝 中村旭
長崎郵便局在勤ヲ命ス 仝 小尾輔明
函館郵便局在勤ヲ命ス 仝 海上胤範
新潟郵便局在勤ヲ命ス 仝 佐野渡
名古屋郵便局在勤ヲ命ス 仝 吉村恕介
熊本郵便局在勤ヲ命ス 仝 朝比奈和四郎
廣島郵便局在勤ヲ命ス 仝 淺野守夫
仙臺郵便局在勤ヲ命ス 仝 熊谷武五郎
(以上五月五日遞信省)

東京遞信管理局在勤ヲ命ス 遞信監察官 熊谷靄郎
大坂遞信管理局在勤ヲ命ス 仝 宮山剛介
赤間關遞信管理局在勤ヲ命ス 仝 野口可輔
(以上五月六日仝)

○學務課長招集 文部省に於ては嚢に小學校令等の發布ありしにより其施設上に關し示諭諮詢等の爲め先に左の各府縣の學務課長及師範學校長を招集せり(文部省報告)

東京府 神奈川縣 新潟縣 埼玉縣 千葉縣 茨城縣 群馬縣 栃木縣 靜岡縣 長野縣 三重縣 滋賀縣

○虎列剌患者 虎列剌患者は去月二十九日京都府一人兵庫縣三人本月二日德島縣二人滋賀縣二人なり(京都兵庫德島滋賀一府三縣報告)

○府使轉任 德源府使兼元山監理商事務鄭顯奭は今般敎軍府事に榮轉したり敎軍府事は王親外戚の事を掌る趣なり右後任は安邊府使李重夏の由なれども未だ公然たる通知なし(本年四月十八日附在元山日本領事館報告)

(以上五件本年五月七日官報)

雜報

○釜山通信(前號の續き) 當港米穀輸出の景況を聞くに明治十二年及び十三年は朝鮮にては穀物非常の豐熟なりしも我國は之に反して米穀の價、殊の外騰貴せしを以て同年間は米穀の輸出多額に上りしが十四年には當國は旱魃あり又十五年は京城の變亂あり然るに同年間は我國に於ても恰も物價低落せしを以て大に輸出を減じ十六年十七年も引續き旱魃風雨等の災あり昨十八年に至ては當地近傍稀有の飢饉にして途に餓莩を見るに至りたる次第なれば米穀輸出額の減少したるも當然の筈なるがかゝる凶荒にも拘はらず年々多少の輸出あるは下民等收税の督責を恐れ僅りの收穫を賣却して其の責を免れんとするが爲なりと

牛皮も年々當港より輸出するもの頗る多額に上りしが本年は國內非常の洪水にて洛東江沿岸其他家屋田畑を押流し道路を損害したる處少なからず爲に商品運輸の道を絶つのみならず盜賊各地に徘徊して行旅を脅し荷物を掠奪する等の患あるを以て物品の運送頗る困難を極めたる上に朝鮮政府にては軍粮補充と稱し牛皮より税を取り所謂都賈なるものを設け或は廉價にて押買さる等の事行はるゝを以て其輸出額前年より大に減少したりといふ

朝鮮政府にては近來頻りに鑛山を開鑿中なるが採掘の法未だ其宜しきを得ざるが爲め充分の收穫なけれども目今の處にては將來の見込み僅かなるものありといふ

日本より當港へ輸入する物品中にて最も朝鮮人の需用多きものは外國產にては金巾、寒冷紗、白銅にして日本產にては丁銅、荒銅、甲斐絹等なり金巾寒冷紗は專ら衣服に用ひ白銅と烟管其他日用食器等の製造に使用する然るに日本產なる丁銅以下僅々に過ぎざれば當港の

貿易は恰も外國商
にも記せし通り當
除くれ外皆我日本
の利益は全く日本
の永く續く譯は
と地位を反對せ
He who goes
何處へも出掛く
He that spends
for his own neck
己れの直打より
と綯ふものあり
When a dealer, m
an article, be careful
specially high or a
the former.—Boston T
コレ悴や商店に
さし上げます」と
くするのか又は
であけきば其品
は別段働いて高

○今明日の縁日
本郷四丁目、本所
刀毘羅、日本橋區
日本橋區北新地

寄

○商人の英語
なることは就き諸
あるが其學び方
商人の英語を學
の仕方が惡いの
として第一多く
近き辭を云ひ得
那地方の商業語
ンヂリシユPidgeo
と呼ぶものにて
則の英語にても
人に向ては皆此
と學ぶにも發音
立ぬと爲ると若し
無駄に爲ると心
と思ひ立たぬや
申上候英語ばか
相應の役を爲す

○通學帳
商工の雇童は夜
兎角雇主が夜間
之を許さず雇主
心ありて通學せ
は授業時限を確
と製ゑ之と學生
ものには帳內の
生は之と雇主に
候

○御經の棒讀
說會などと開く
あらざる語なる
て斯く世尊が仰
は俗人が常に見
ある難きに棒讀さ
さるあり斯くて
り難く讀說れ本
ひらる梵佛法の

○湯屋の不潔
甚だ不潔不行儀